

資料 1

マイナンバー制度の現況について

---

# マイナンバーの利用範囲

(個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係)))

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

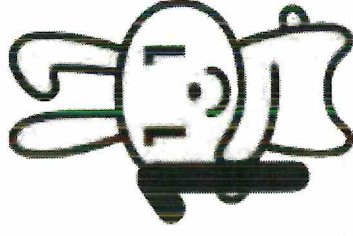
- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等  
低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務



⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続以外】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たったの認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書			障害者手帳
		課税証明書			生活保護受給証明書
		住民票			障害者手帳
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	住民票
		雇用保険受給資格者証			課税証明書
		障害者手帳			特別児童扶養手当証書
		課税証明書			障害者手帳
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票	介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
		課税証明書			課税証明書
		生活保護受給者証明書			特別児童扶養手当証書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票
		雇用保険受給資格者証			住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

# マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R.2.3月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年) 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..

マイナンバー	マイナンバーの通知	マイナンバーカード	マイナポータル
<p>【1月から順次】 ・マイナンバーの利用開始 (社会保障・税・災害対策分野)</p> <p>▼【11月13日から】 ・情報連携の本格運用を順次開始</p> <p>▼【1月から】 ・預貯金口座への付番開始</p> <p>▼【通常国会】 ・関連法成立 ・戸籍事務、証券分野、罹災証明事務でのマイナンバー制度の活用</p> <p>▼年金関係情報の情報連携開始</p> <p>法改正を踏まえたシステム整備等</p> <p>▼【2023年度】 ・戸籍関係情報の情報連携開始</p>	<p>【1月から順次】 ・社会的個人認証、ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</p> <p>▼【9月から】マイキープラットフォーム等運用開始 ・地方公共団体発行の各種カードの一元化 (図書館カード等) ・自治体ポイントの管理</p> <p>▼【11月から】旧氏併記の開始 ・コンビニ交付サービス導入市町村の人口1億人</p> <p>▼【2月】 ・コンビニ交付サービス導入の原則移行完了</p> <p>▼【9月】 ・マイナポイントの実施</p> <p>▼【5月】 ・通知カード廃止</p> <p>▼【2020年5月頃】 ・健康保険証利用の事前登録の申込開始</p> <p>▼【3月から】 ・健康保険証としての本格運用開始</p> <p>▼【2022年度から順次】 ・国立大学での活用促進 ・ハローワークカードとしての活用 ・電子版ジョブカードとしての活用 ・建設キャリアアップシステムとの連携</p> <p>▼【2023年度】 ・海外継続利用開始</p>	<p>【1月から順次】 ・公的個人認証、ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</p> <p>▼【11月13日から】本格運用開始 ・介護ワンストップ (1月から)</p> <p>▼【4月から】 ・被災者支援手続について サービス検索・電子申請を順次開始</p> <p>▼【2020年度から順次】 ・引越しワンストップサービスを順次開始※ ※市区町村への申請につきマイナポータルの機能活用を想定 ・民間発行の各種証明書データの連携を順次開始</p> <p>▼【2021年3月以降】 ・特定健診データの閲覧開始</p> <p>▼【2021年10月から】 ・薬剤情報の閲覧開始 ・医療費情報の閲覧・提供開始 (確定申告の医療費控除に利用可能)</p> <p>▼【2020年度内】 ・法人設立登記後手続のワンストップ化 ・ライフイベントに伴う企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化</p>	<p>▼【10月13日から】本格運用開始 ・アカウンタブル開設開始</p> <p>▼【7月から】 ・子育てワンストップ (サービス検索) を開始</p> <p>▼【10月から】 ・子育てワンストップ (電子申請) を開始 ・障害児施策への拡充を検討</p> <p>▼【2019年度から】 ・各種サービス連携のためのAPI提供を順次開始</p> <p>▼【10月から】 ・就労証明書作成コーナーの開設</p> <p>▼【1月】 ・法人設立登記後手続のワンストップ化 ・ライフイベントに伴う企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化</p>

※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント関係会議(令和元年6月4日)決定」等を基に内閣官房において作成。

# マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組状況等について

デジタル・ガバメント関係会議  
(第6回)(令和元年12月20日)会議資料

## 取組状況等

### オンライン資格確認システムの構築(A・B)

- 令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和2年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- 令和2年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定

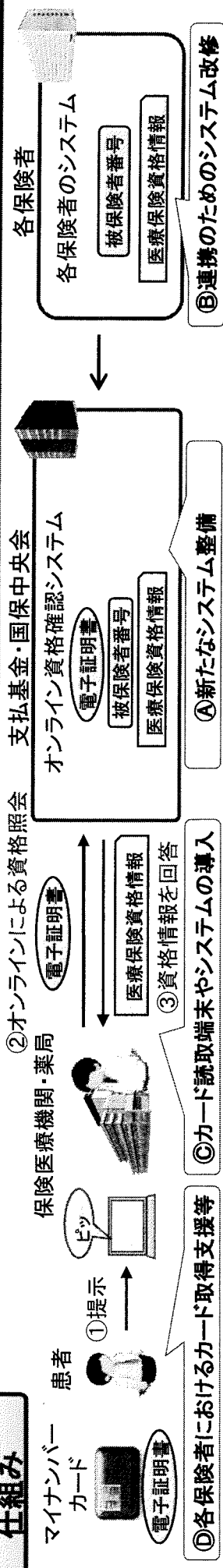
### 保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取端末やシステムの導入(C)

- 10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表
- 令和2年1月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、夏頃から順次、端末等の導入を進める  
(※医療情報化支援基金 / 令和元年度予算: 300億円 令和2年度予算概算要求: 300億円(前年度同額を事項要求))

### 各保険者におけるマイナンバーカードの取得支援等(D)

- 9月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を发出
- ①市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む ②市町村の出張申請方式を積極的に検討 ③国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施
- 各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施
  - ・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援
  - ・市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報を実施 / 令和2年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定

## 仕組み



## メリット

- 健康保険証としてずっと使える**  
就職や転職、引越してもカードで受診できる。
- 医療保険の資格確認がスピーディに**  
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。
- 窓口への書類の持参が不要に**  
高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になる。
- 健康管理や医療の質が向上**  
マイナンバーで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになる。また、患者の同意のもと、医師が薬剤情報や特定健診情報を、薬剤師が薬剤情報を、確認できるようになる。
- 医療保険の事務コストの削減**  
医療保険の請求誤りや未収金が減少する。
- 医療費控除も便利に**  
マイナンバーを通じて医療費情報を取得し、領収書がなくても確定申告書に自動入力されるようになる。

# マイナンバーカードの活用シーンの拡大

## これまでの活用シーンを更に拡大

### 身分証明書としての利用

- 顔写真付き身分証として活用
- 旧氏の併記も可能に (R元.11月～)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

### 職員証としての利用

- 国家公務員 (H28.4)、徳島県庁 (H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用 (TKC, NEC, NTT.com, 内田洋行が活用)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

### オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (R元.11月 大臣認定事業者14社)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

### コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (R2.2月対象人口:10,035万人)
- ⇒ R4年度末には、対象人口1.1億人を目標に取組を更に拡大

### マイナポータル

- マイナンバーに関係する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に (H29.11～)
- 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供 (H29.11～)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

### スマートフォンでの利用

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中  
Android: 119機種が対応。(R2.3月)  
iPhone: 11機種※iPhone7以降

## 新たな活用シーンが次々と

### 健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始 (R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報 (R3.3月～予定) や服薬履歴の閲覧 (R3.10月～予定) 等にも活用

### マイナポイントによる消費活性化策

- R2.9月～マイナンバーカードを活用した消費活性化策 (マイナポイント) を実施

### 海外利用

- マイナンバーカードの海外利用が可能に (R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ、在外選挙におけるインターネット投票を実現 (検討中)

### カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用 (特定複合観光施設区域整備法第70条)

### 各種カード等のデジタル化等

- デジタル・ガバメント実行計画における工程表に沿って推進 (R元.12.20閣僚会議決定)  
お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、e-Tax (各種申告書への自動入力等) 等

活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

# 子育てワンストップサービス(マイナポータル)の「ぴったりサービス」

- H29.7.18からサービス検索を開始（まずは子育て関連サービスから）。
- H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。  
利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。

**1** **サービス検索**  
手続に必要な書類を確認

申請書類を持ってきました。( )  
あなたの場合 ○○○の書類も必要です。

役所に行かなければ、自分  
がどんな書類を出せばいい  
のかわかりづらい

導入前

自治体名を入力して、  
確認したいサービスを  
選択つと...

住民 確認したいサービスを簡単に検索できる  
自治体 窓口で受け付ける作業負担を減らすことができる

導入後

**2** **簡単オンライン申請**  
自宅のパソコン等からオンライン申請

申請今日までだけ、  
子供が熱を出して  
いけない...

仕事に子育てに忙しすぎて、  
役所になかなか行くことが  
できない

申請フォームに入力、  
マイナンバーカードで  
電子署名して申請...

住民 いつでもオンライン申請ができる  
自治体 書面様式から入力力でシステムへ入力する作業負担を減らすことができる

何かお知らせが  
届いた！お知らせ  
を確認しようつと...

住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる  
自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

**3** **プッシュ型お知らせ**  
自治体からプッシュ型でお知らせ

いろいろな書類が届く  
から管理が大変...

認定通知書や支払通知や  
現況届のお知らせ等が届くが  
紙で管理するのは大変

何かお知らせが  
届いた！お知らせ  
を確認しようつと...

住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる  
自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

何かお知らせが  
届いた！お知らせ  
を確認しようつと...

住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる  
自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

# 子育てワンストップサービス電子申請対象手続

区分	子育てワンストップサービスで提供する手続名称
児童手当	児童手当の支給資格及び児童手当の額についての認定の請求
	児童手当の額の改定の請求及び届出
	氏名変更／住所変更等の届出
	支給事由消滅の届出
	未支払の児童手当の請求
	児童手当に係る寄附の届出
	児童手当に係る寄附変更等の届出
	支給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出
	支給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出
	児童手当の現況届
保育	支給認定申請書
	保育施設等利用申込書
	保育施設等の現況届
ひとり親支援	児童扶養手当の現況届の事前送信
	妊娠の届出
母子保健	



# 子育てワンストップサービスの対応状況

・インターネットで手続の検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能）

(R元.12.31時点)

児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
<b>1,556団体(98.4%)</b>			
1,546団体 (98.1%)	1,504団体 (94.9%)	1,465団体 (93.9%)	1,483団体 (94.0%)

市区町村数  
(人口  
カバー率)

・電子申請が可能

(R元.12.31時点)

児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
<b>実施済：935団体（73.9%）</b>			
～R2年3月末：962団体（75.0%）（予定）			
<b>R2年4月以降～：1,319団体（91.1%）（予定）</b>			
890団体 (71.4%)	571団体 (39.8%)	317団体 (21.0%)	597団体 (38.0%)

市区町村数  
(人口  
カバー率)

実施済

※ 「ぴったりにサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの。

※ 各自治体の対応状況は、子育てワンストップサービス(ぴったりにサービス)トップページにて確認が可能。

# 介護ワンストップサービスについて

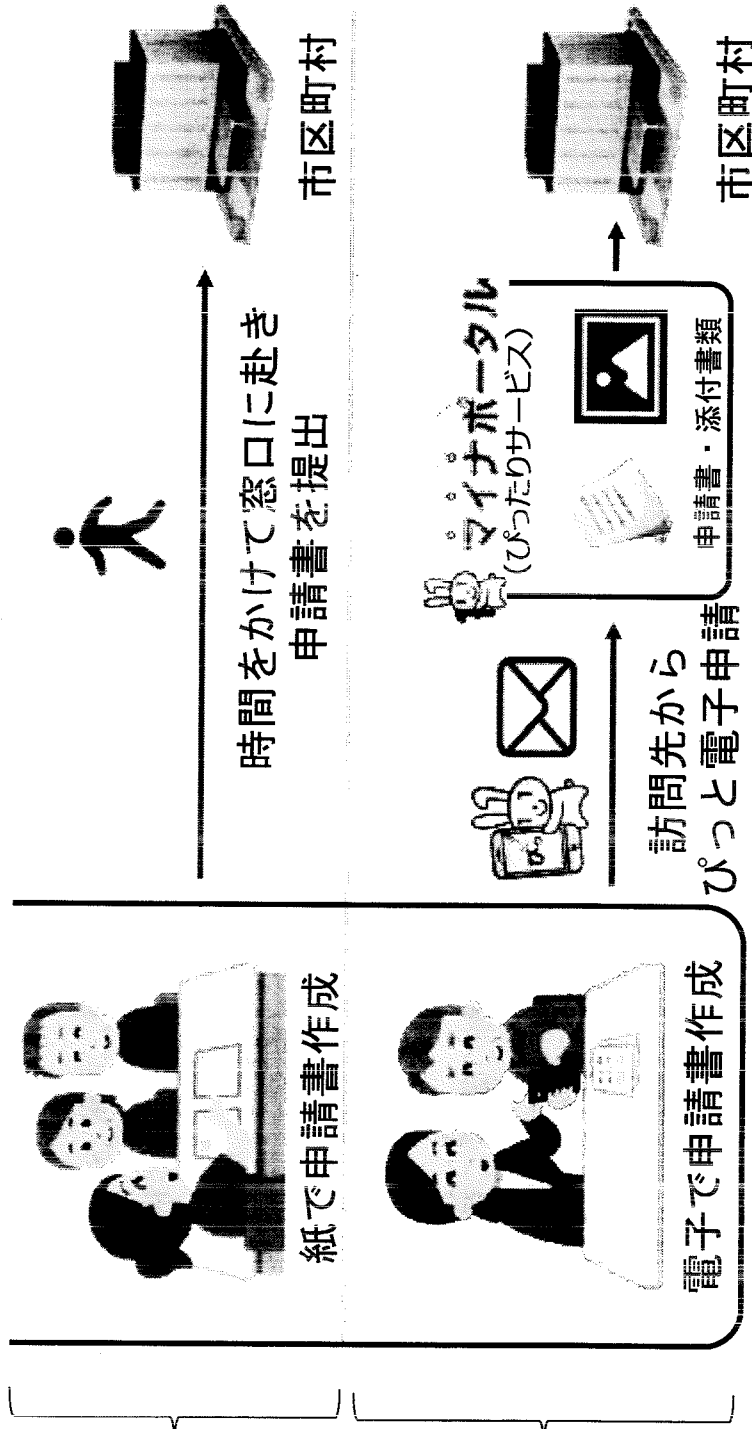
○ 介護保険に係る手続は、本人（又は代理人）が、市区町村の窓口へ赴き申請を行う必要。介護ワンストップサービスを活用することで、申請者は市町村等に赴かなくても電子申請を行うことが可能となり、申請に要する時間を短縮できる。

## 対象手続

- |                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① 要介護・要支援の認定申請（新規・更新・区分変更）  | ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請     |
| ② 居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 | ⑥ 介護保険負担限度額認定申請          |
| ③ 負担割合証の再交付申請               | ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 |
| ④ 被保険者証の再交付申請               | ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請   |
|                             | ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請      |

## ケアマネによる手続イメージ

### 介護を必要とする方の居宅



# 被災者支援ワンストップサービスについて

## 目的・効果

○ マイナポータル（ぴったりサービス）により、各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を目的とする。

### 【被災者のメリット】

- ・ 発災時：市町村窓口に並ばなくて済む（遠隔地からオンライン申請等が可能）
- ・ 通常時：被災者支援制度に関する情報収集ができる など

### 【行政のメリット】

- ・ 発災時：住民を窓口で待たせなくて済む（遠隔地からオンライン申請等が可能）
- ・ 通常時：被災者支援制度に関する情報を提供できる など

## 対象手続

区分		被災者支援ワンストップサービスで提供する手続名称
災害対策基本法		罹災証明書の発行申請
		応急仮設住宅の入居申請
災害救助法		応急修理の実施申請
		障害物除去の実施申請
		災害弔慰金の支給申請
災害弔慰金の支給等に関する法律		災害弔慰金の支給申請
		災害障害見舞金の支給申請
		災害援護資金の貸付申請



## マイナンバーカード・通知カードの交付状況について

## 1 マイナンバーカードの交付状況について（令和2年3月31日現在）

- ・マイナンバーカード申請件数 22, 886件（申請率 16.04%）
  - ・J-LISからの受領枚数 20, 554枚
  - ・交付通知書発送通数 19, 972通
  - ・マイナンバーカード交付枚数 18, 050枚（交付率 12.65%）
- ※人口（令和2年1月1日現在142, 638人）

平成30年5月10日から、市民課窓口で無料の写真撮影とオンライン申請の補助を実施しており、令和元年度は437人が申請している。

また、令和元年11月9日（土）にマイナンバーカード普及促進キャンペーンをイオンモール石巻イベント会場で実施し、オンライン申請の補助やチラシ等の配布による啓発活動を行った。

## 2 通知カードの交付状況について（令和2年3月31日現在）

- ・当初送付件数 61, 041件（平成27年10月2日時点）
- ・郵便局からの返戻 5, 711通
  - 内訳 宛所なし 2, 432通
  - 保管期間経過 3, 169通
  - 受取拒否 95通
  - その他 15通
- ・返戻分の処理済件数 5, 515通
  - 内訳 窓口交付 3, 810通
  - 再送付 932通
  - 廃棄 773通

<証明書等コンビニ交付サービスの実施について>

証明書交付開始：平成30年7月1日（日）

利用可能日時：午前6時30分～午後11時

※メンテナンス日（不定期）を除く

利用可能店舗：全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ  
及びイオンなど（約54,000店舗）

取扱証明書の種類と平成31年4月～令和2年3月までの証明書交付通数

種 類	件 数	通 数
住民票の写し	1,404件	1,515通
印鑑登録証明書	1,112件	1,538通
戸籍全部（個人）事項証明書	410件	452通
戸籍の附票の写し	46件	48通
課税・非課税証明書	166件	169通
合 計	3,138件	3,722通

コンビニ交付サービス利用率の推移

年度	5種類証明書 窓口交付数①		5種類証明書 コンビニ交付数②		5種類証明書 総交付数③		コンビニ交付サービス 利用率(②/③)	
	件数	通数	件数	通数	件数	通数	件数	通数
H30 (H30.7～ H31.3)	116,689	137,785	1,523	1,814	118,212	139,599	1.29%	1.30%
R1	142,820	169,622	3,138	3,722	145,958	173,344	2.15%	2.15%

※5種類証明書とは、コンビニ交付サービスを行っている住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍（全部・個人）事項証明書・戸籍附表の写し・課税（非課税）証明書を指す。

## マイキーIDの設定支援について

---

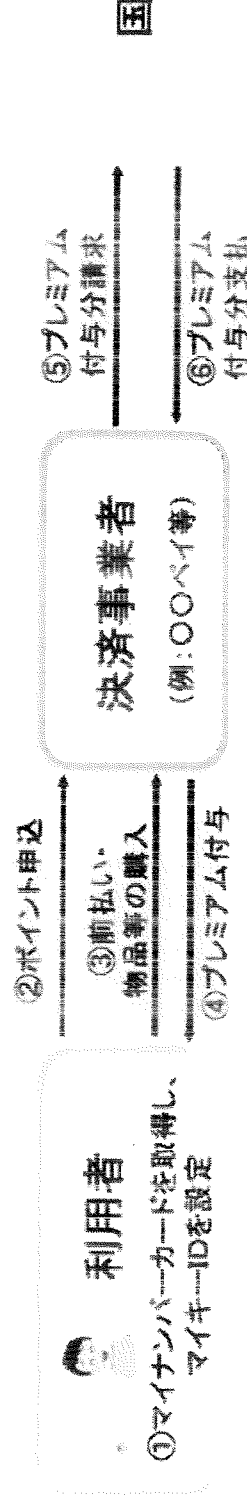
## 国のマイナポイントによる消費活性化策

- 消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施する。あわせて、キャッシュレス決済基盤の構築を図る。

### マイナポイント

- **マイナポイントの利用が可能な者**：マイナンバーカードを取得し、かつ、マイナーIDを設定した者(4,000万人)<sup>(①)</sup>
- **マイナポイント利用方法**：
  - ・利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択して、マイナポイントを申込み<sup>(②)</sup>
  - ・当該決済サービスにおいて、「前払い」または「物品等の購入」を行った場合<sup>(③)</sup>に、マイナポイント(プレミアム分)を、当該決済サービスのポイント等として取得<sup>(④)</sup>
  - ・当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイント等を利用
- **国庫補助**：キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助<sup>(⑤、⑥)</sup>
- **マイナポイント利用上限**：5,000ポイント (2万円分の前払い等) ※1ポイント=1円相当
- **プレミアム率**：25% ※小口での前払い等も可能
- **事業実施期間**：令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間 (前払い又は物品等の購入が行われる期間)
- **令和2年度予算案**：2,478億円
- **令和元年度補正予算案**：21億円

### マイナポイント事業の仕組み



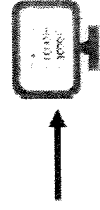
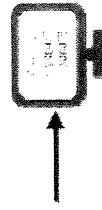
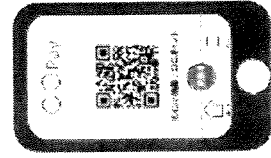
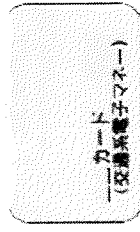


# マイナポイントの利用方法

## 決済サービスを選択

マイナポイントを使う決済サービスとして、QRコード決済やICカード等のサービスの中から、1つ選択

お好きな  
決済サービスを  
1つ選択



## マイナポイントの取得

選択した決済サービスにおいて「前払い等」を行った場合に、当該決済サービスのポイント等として、マイナポイントを取得



チャージ  
プレミアム  
取得



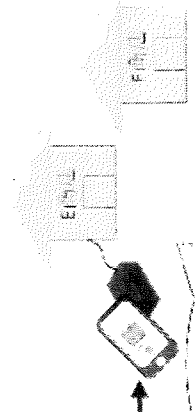
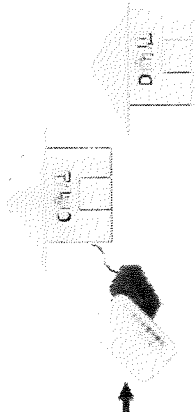
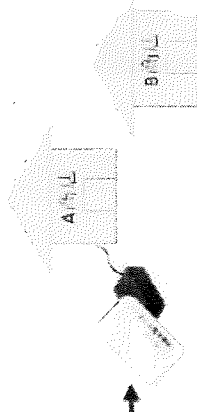
チャージ  
プレミアム  
取得



商品等の購入  
プレミアム  
取得

## マイナポイントの利用

当該決済サービスのポイント等として取得したマイナポイントは、いつものお買い物物で利用可能



通常の  
前払い等で  
マイナポイントが  
付与される

選択した決済  
サービスが  
使えるお店で  
お買い物

マイナバンカードを  
取得し、マイキーIDを  
設定した者

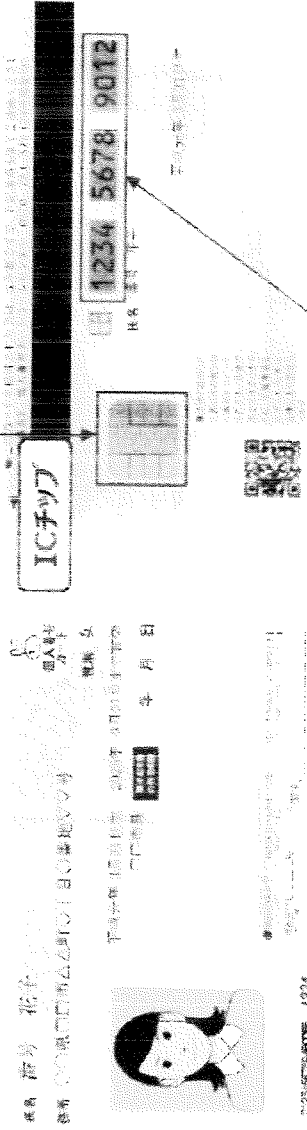
※ 「前払い等」とは、「前払い」または「物品等の購入」のことをいう

## マイナポイント利用の前に必要な手続き

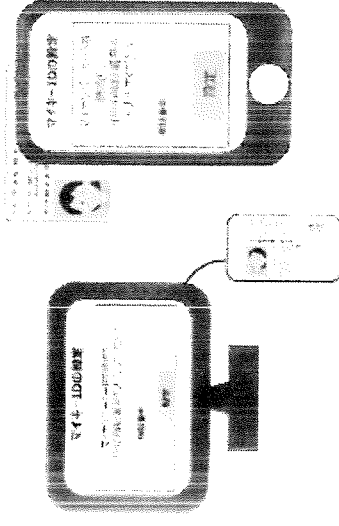
### マイナンバーカードの取得・公的個人認証の設定

マイナンバーカードの交付時に、数字4桁の暗証番号を設定することで、利用者本人であることを証明する「利用者証明用電子証明書」を利用可能に

表



裏



### マイキーIDの設定

公的個人認証の機能を活用し、マイナンバーカードを読み取り、数字4桁の暗証番号を入力

**マイナンバー:123456789012**  
(12桁の数字)

利用目的が、社会保障・税・災害対策に限定

マイナンバーとは別のID

**マイキーID:1234ABCD**  
(8桁の英数字)

マイナンバーとは異なり、広く行政サービスや民間サービスで利用可能

**マイキーID設定・マイナポイント申込について①  
(個人によるマイキーID設定・マイナポイント申込に向けた国の取組)**

○ マイキーID設定・申込は、個人が自宅等でPCやスマートフォン等を用いて自ら行うことが可能。

**個人によるマイキーID設定・マイナポイント申込に向けた国の取組**

**① マイナポイントアプリの簡素化**

設定のために必要な入力項目を大幅に削減し、マイキーIDは自動生成に統一

**② マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン機種種の拡充**

Android搭載端末\*に加え、iOS搭載端末に拡充 (対応済) \*NFC対応の一部機種に限る

Android搭載端末についても、原則NFC対応機種すべてに拡充を検討

**③ 電子証明書等の有効期限到来者に対するマイキーID設定方法の周知**

地方公共団体情報システム機構から郵送する電子証明書の更新を促す有効期限通知書に、本消費活性化策の案内を同封し、マイキーIDの設定方法を個別に周知。

**④ マイナポイント等に係るコールセンターの設置**

**マイキーID設定・マイナポイント申込について②  
(市区町村によるマイキーID設定・マイナポイント申込の取組)**

- マイキーID設定・マイナポイント申込については、自宅等で自ら行うことができる一方、端末等の機器やソフトのインストール等一定のICTリテラシーが必要であり、支援のニーズが想定される。
- また、マイナンバーカードを市区町村の窓口等で交付された際に合わせてマイキーID設定を行うことにより、設定の促進も見込まれることから、市区町村において、次のとおり、設定支援を行っていただくよう依頼。

**市区町村によるマイキーID設定支援の取組**

- ① 新規に交付するマイナンバーカード数の概ね50%に対応できるように支援体制を整えることを想定した、マイキーID設定支援計画を策定
- ② マイナンバーカード交付からマイキーID設定までを一連の流れで行えるようマイキーID設定支援体制を整備 ※マイキーID設定支援に要する経費については、総務省の補助金を活用可能

- R2年7月以降は一連の流れでマイナポイント申込も可能となるため、あわせて支援体制を整備。  
(ソフトウェア・マニュアルは今後更新)

## 設定支援スケジュール

令和2年4月	ICT総合推進室内にマイナポータル端末1台設置
	【新型コロナウイルス感染拡大に伴い積極的な広報はしない】
令和2年5月下旬	各総合支所・支所（マイナンバーカード交付窓口）にマイナポータル端末設置
令和2年6月下旬	マイナポイント広報チラシを行政委員配布で全戸配布
令和2年7月	本庁分として2階こども保育課前のスペースに特設窓口を設置
令和2年7月1日（予定）	マイナポイント申込（キャッシュレス事業者選択）開始
令和2年9月1日（予定）	マイナポイント付与開始

## マイナンバー担当者研修について

情報連携が平成29年11月より本格運用したことに伴い、情報連携による特定個人情報を取扱う事務担当者に対し、「**接続運用**」及び「**サイバーセキュリティの確保**」の2種類の教育研修が番号法及び情報提供ネットワークシステム接続運用規定で義務付けられています。

つきましては、今年度は下記日程により研修を実施しますので、各課担当者（個人番号利用事務担当者）は受講をお願いします。

### 記

○研修実施日程

	4	5	6	7	8	9	10	11	3	
接続運用に関する研修 【第2回申込】	申込期間 R2.4.18 ～R2.5.29		受講期間 R2.6.16～R3.3.12							
サイバーセキュリティに関する研修							受講期間 R2.10 中旬～R3.3			

○「**接続運用**」に関する研修

【eラーニング（インターネット環境）による教育研修】

- ・総務課が受講者の取りまとめを行い、総務省委託のネットラーニング社に申込み。
- ・個人アドレス単位での受講が可能。
- ・職場の自席PCで都合のいい時間に受講可能で、業務等で中断した場合でも、中断した箇所からの再開可能。
- ・学習時間は1コースあたり1時間程度。最後に修了テストがあり、テスト修了者はそのコースのPDF教材がダウンロード可能となる。
- ・令和2年度第2回申込時点申込数 18所属：117名  
受講開始予定日：6月16日（火）

※受講者は学習終了日（令和3年3月12日）までの受講完了をお願いします。

○「**サイバーセキュリティの確保**」に関する研修

【チェックシートによる教育研修（予定）】

- ・読み合わせによる内容確認。確認後、総務課宛てに修了者名簿を提出。